### 戸田市補助金等の適正化に関する指針

平成20年 3月 5日市長決裁令和元年12月24日全部改定

### 1 はじめに

戸田市が交付する補助金等については、行政サービスの補完、市民活動の活性化、行政と市民との協働など、市の施策を展開する中で、重要な役割を担っています。その一方で、特定の団体や個人に対する給付であり、その財源の多くは、市民のみなさまからの貴重な税金で賄われています。

そのため、補助金等の交付については、明確な根拠と見直しが必要であり、 限られた財源を時代に合ったニーズや施策に振り分ける必要があります。

また、提出された申請書や添付書類の確認を十分に行うと共に、必要に応じて、報告や資料の提出を求め、関係帳簿書類の調査を行うなど、適切な事務処理が必須となります。特に、複数年にわたり団体へ補助金等を交付しているものについては、定期的な実地検査により帳簿等の調査・確認を行うことで、従来と同様に漫然と申請手続が行われることのないよう、チェック機能の強化を進めていきます。

以上の観点から、補助金等の見直しに当たっての考え方を明確化するため、 本指針を策定しました。

### 2 補助金等の考え方

本指針では、戸田市の歳出予算における「節:負担金、補助金及び交付金」の中の「細節:補助金」、「細節:交付金」及び「細節:助成金」を対象とし、これらを「補助金等」と定義します。

その根拠としては、戸田市補助金等交付規則(平成21年規則第6号)において、次の規定があります。

### 【戸田市補助金等交付規則第2条第1号の規定】

補助金等… 市が市以外の者(団体又は個人)に対して交付する補助金、 交付金、助成金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給 付を受けないもの(市長が指定するものを除く。)をいう。

また、「補助金」及び「交付金」の一般的な定義は次のとおりです。なお、戸田市の歳出予算の細節においては、「補助金」と「助成金」を分けていますが、一般的には、助成金は補助金の一部ととらえられています。

# 補助金

- ・ 特定の事業、研究等を育成、助長するため地方公共団体が公益上必要 があると認めた場合に、対価なくして支出するものです。
- ・ 法令に基づくものと予算措置によって行われるものがあり、いずれも 公益上必要がある場合において支出することが可能です。
- その名称を例えば奨励金、助成金等といったものでも、その実質が補助金と同様のものであれば、予算に計上することになります。

## 交付金

・ 法令、条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合に、当該事務処理の報償として支出するものです。(委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務上の委託であるのに対して、交付金はもっぱら報償として一方的に交付されます。)

### 3 補助金等の交付基準

補助金等が、下表の「補助金等交付基準」に則して運用されているかどうか 適宜評価を行い、補助金等の新設、廃止、統合、金額の変更、根拠規定の改正 等の見直しにより、補助金等の新陳代謝及び適正化を図ります。

【補助金等交付基準】(戸田市補助金等交付規則別表第1)

区分	項目	内 容
1	(1)公益性	①行政と民間の役割分担において市行政の範囲と認められ、地域
基本		での住民自治、社会福祉の推進により、広く市民生活の向上に
事項		貢献するものであること。
		②総合振興計画等により市の重要施策として位置づけられ、事業
		推進を図るための援助が必要と認められること。
	(2)公平性	①特定の団体、施設、個人等(以下この表において「団体等」とい
		う。)に特権的な恩恵や利益を与えるものとなっていないこと。
		②他の類似団体等に比べて金額が多額になっていないこと。
	(3)有効性	①当該団体等に補助金等を交付することが、他の事業手法に比べ
		て効果的と認められること。
		②社会需要の変化等により、導入当初の交付理由とされた補助の
		必要性や効果が低下していないこと。
		③事業目的、計画、実施体制が明確化(定款、規約等)され、補助
		金が有効活用されていること。
	(4)適格性	①補助金等の支出が条例、規則又は交付要綱に基づいており、法
		令に抵触していないこと。
		②団体等の会計処理及び使途が適切であり、透明性・公開性が担
		保されていること。
		・帳簿類の整備及び会計監査が正しく行われている。
		・会計処理等の事務は、団体構成員が行っている。
		③団体等としての収入確保がなされていること。
		・構成員の会費等の応分の負担や使用料の確保等
		<ul><li>④補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適</li></ul>
		切であること。
2	(1)対象事	①原則として事業に対する経費を対象とする。(交際費、慶弔費、
補助	業費	飲食費、懇親会費、積立金、事業と関連の低い研修・視察は対
対象		象としない。(遠隔地への研修は合理的理由がある場合のみとす
範囲		る。))
		②国・県補助の伴う事業については、合理的理由がない限り上乗
		せ補助は行わない。

		③その他、公費により補助すべき範囲を超えていると認められるも	
		のは対象としない。(個人に対する補助は所得要件等による制限	
		を明確にする。また、他市町村との均衡に配慮する。)	
		④交付申請書には具体的な事業名を記載するものとする。	
	(2)補助率	①補助対象に対する補助率・補助単価の基準又は上限を各根拠	
	•補助単価	規定で明確にする。	
		②補助率・補助単価は、団体等の財政状況や自立度、他市町村	
		の現状等を勘案し、適宜見直す。	
3	①市単独補	①市単独補助金等は、創設3年後にはゼロベースでの見直しを実施する。団体	
期	間 育成型の	育成型の補助は、創設後3年間とし、特別の理由がない限り延長しない。	
	②法令や国	②法令や国県制度に基づくものは、制度終了に伴い原則として廃止する。	

### 4 評価結果に基づく見直し基準

補助金等の評価を実施した結果、下表の「評価結果に基づく見直し基準」に該当する場合には、廃止又は必要な見直しを行うものとします。

【評価結果に基づく見直し基準】(戸田市補助金等交付規則別表第2)

1廃	内容		
止	(1)行政が関与すべき範囲を超えている、市のいずれの重要施策とも関連性が低		
す	い等、公益性の観点から補助金等の交付が不適切なもの		
~	(2)特定の交付団体や個人に特権的な恩恵や利益を与えているもの		
き	(3)事業手法を見直し、市の直営や委託に変更する必要があるもの		
ŧ	(4)社会情勢の変化等により、創設当初の交付理由とされた補助の必要性が大き		
の	く低下した場合や既に目的を達成したもの		
2見	内容	対 応	
直	(1)他の類似する交付団体と比べて補助金額等	減額	
す	が多額となっているもの		
ベ	(2)市の直営や委託等、他の事業手法を検討す	見直しの結果により補助対象	
き	る余地があるもの	経費の減額又は廃止	
£	(3)社会情勢の変化等により、創設当初の交付	必要性に見合った減額又は段	
の	理由とされた補助の必要性や効果が低下し	階的廃止	
	たもの		
	(4)交付団体において交付の対象となる事業目	事業目的・計画や実施体制の	
	的・計画が不明確、実施体制の整備が不十	検証に基づき、減額又は廃止	
	分等の理由で補助金の交付効果が乏しいも		
	0		
	(5)各年度の予算措置のみを根拠に支出されて	根拠規定の制定	
	おり、補助目的等を規定した条例、規則又は		
	交付要綱が制定されていないもの		
	(6)本来交付団体が行うべき事務を市職員が担	役割・責任分担の明確化により	
	当する等、市と交付団体との役割・責任分担	市の事務負担の軽減	
	が曖昧であり、運営方法に課題があるもの		
	(7)交付団体の構成員の会費等の応分の負担	新たな自主財源の確保により	
	等、自主財源を拡大する余地があるもの	補助額を削減	

(8)補助額に対する交付団体の決算額における	補助額を削減
繰越額の割合が高いもの(具体的には補助 額の 1/4 以上の繰越金が 2 年以上継続し	
ているもの)	
(9)交際費や飲食費等、交付基準で対象外とし	対象事業費を精査し、補助額
ているものを支給対象としているもの	を削減
(10)補助対象に対する補助率・補助単価の基	根拠規定の追加、改正により
準又は上限に関する規定がない、又は不明	補助率等の明確化を図る。
確であるもの	
(11)補助率・補助単価に関する見直しの実績が	交付団体の財政状況や自立
ないもの	度等を勘案し、見直しを図る。
	扶助型の補助についても、対
	象者の増加が見込まれる場合
	等については、補助率・補助単
	価の見直しを検討する。
(12)国・県の補助制度に基づき、補助を行って	原則として市補助も廃止する。
いたが、国・県の補助制度が終了するもの	市単独補助として継続する場
	合は、必要性についての明確
	な根拠を必要とする。

### 分類に基づく見直し基準

補助金等について、評価結果等により見直しを行う際には、下表の「分類に 基づく見直し基準」に基づき進めるものとします。

### 【分類に基づく見直し基準】(戸田市補助金等交付規則別表第3)

### 1 団体運営費補助

特定の団体の行う事業に公益性があると市が認め、個々の事業単位でなく、当該団体 を支援するために補助金を支出するもの

策を補完するために活動 する団体に対するもの)

(1)市施策補完型(市の施|特に長期間にわたって交付されている補助金等につい ては、他の事業手法を検討する余地がないか、交付開 始時と比べて市施策としての重要度が低下していない か、団体における収入確保はなされているか等の観点か ら見直しを実施する。

(2)団体育成型(団体が財 政的に自立するまでの期 間、支援するもの)

団体育成型については、本来交付開始時において一定 の期限が設定されるべきものである。団体育成型である にもかかわらず、長期間にわたって毎年同額で漫然と交 付されているものについては、終期の設定を含め重点的 な見直しが必要である。

#### 2 事業費補助

特定の事業に公益性があると市が認識し、当該事業を市が推進・奨励するために補助 金を支出するもの

補助の内「イベント型」及 び「扶助型」以外のもの)

(1)奨励的補助型(事業費 | 決算額と予算額の乖離が大きい補助金等がある。このよ | うな傾向が複数年継続しているのであれば、積算の見直 しや補助の継続の是非の検討を行う必要がある。

(2)イベント型(事業費補助	イベントの決算額や繰越額に比べて補助金額が過剰に
の内スポーツや文化活	なっていないか、イベントのどのような内容に補助金等が
動等のイベント、大会等	充当されているか等の観点から見直しを行う。
の開催に対するもの)	
(3)扶助型(事業費補助のう	扶助的な性格により廃止ができないものであっても、特に
ち弱者救済や福祉向上	今後補助対象者が増加するものや長期間見直しが実施
の観点から行うもの)	されていないものについては、補助率・補助単価等の見
	直しが必要である。
3 建設事業補助	建設事業補助については、補助金額が多額のものが多
団体等が行う施設等の建	く、交付先所有の財産となるという特徴がある。したがっ
設、修繕、整備等に係る事業	て、補助率や補助額が適正かどうか、その補助が施策の
に対するもの	推進に不可欠であるか個別に検証する必要がある。
4 利子補給補助	奨励的補助型と同様、決算額と予算額の金額に乖離の
市民等の借入金に係る利子	大きい補助金については、積算の見直しが必要である。
等に対するもの	
5 その他	上記見直し基準を参考に必要な見直しを実施する。
上記分類のいずれにも属さ	
ないもの	

### 6 補助金等調査検討委員会の役割

補助金等の適正化を図ることを目的として、平成19年4月に、各部局の次長職を中心とした「戸田市補助金等調査検討委員会(以下「調査検討委員会」という。)」を設置しました。

新規補助金等を創設する際には、予算要求に先立ち、この調査検討委員会に おいて審議し、課題・問題点の洗い出しを行います。

補助金等の所管課は、審議結果を踏まえて予算要求をすることで、補助金等の修正、改善を図ります。

また、新規補助金等に限らず、既存の補助金等についても定期的に調査・評価を実施することで、各所管課において担当する補助金等の課題を把握し、見直しにつなげていきます。

### 7 補助金等の公表

各所管課においては、所管する補助金等の公表により、補助金等の有効活用を図ります。

また、財政課及び調査検討委員会においては、指針や見直しの実施状況、年度ごとの交付実績等を公表します。

これにより、補助金等の利益を直接得ない市民に対する補助金行政の透明性を推進します。

以上